



川崎南税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 210-8531 川崎市川崎区榎町 3-18 Tel. 044 (222) 7531 (代表)
 ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
 (所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	受 付 時 間
2月1日(火) ～ 2月8日(火) ※ 土、日を除きます。	幸区役所4階会議室	川崎市幸区戸手本町 1-11-1	午前9時30分から 午後3時まで 【事前申込をお願いします】

- 小規模納税者(令和2年分の所得金額が300万円以下の個人事業主)の所得税及び復興特別所得税・個人消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(ただし、次の①～④の申告書の作成は除きます。①土地、建物及び株式などの譲渡所得や先物取引がある場合 ②住宅借入金等特別控除初年度の場合 ③贈与税 ④相談内容が複雑な場合)を作成して提出できます。

申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

- 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
 なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、東京地方税理士会(045-243-0511)又は東京地方税理士会川崎南支部(044-233-5340)へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochi108/booking_pages#pageContent

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(水) ～ 3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	川崎南税務署	川崎市川崎区榎町 3-18	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間(2月16日)の前でも相談を受け付けております。
- 確定申告期間中は駐車台数に限りがあり、障がい者用車両等を優先するため、お車での来署はご遠慮ください。

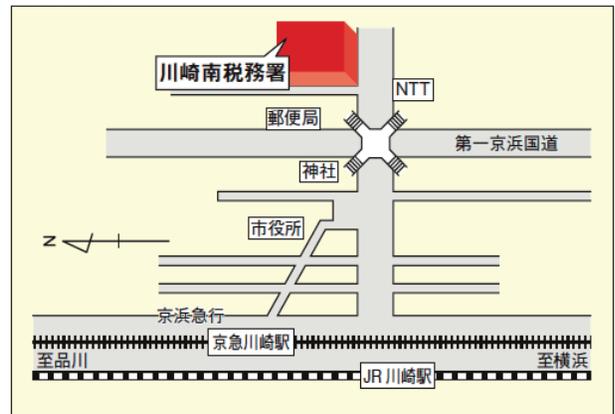
オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

【案内図】



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、**本人確認書類**(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

